

関原支部で新年会開催 確定申告書作成の集まりでは 所得税申告に加え、支部で「2割特例」の相談に臨む

関原支部は1月11日(木)夜、支部役員・各班の班長ら6人が参加し、恒例の新年会を行いました。

原松一支部長(塗装)による新年のあいさつの後、金内事務局長がインボイス実施後初の確定申告となる今回の申告において、インボイス実施を機に免税事業者からインボイス発行事業者(課税事業者)になった事業者を対象とする「2割特例」への対応や注意すべき事項について説明しました。

青柳一男相談役(建築)は「民商は、自分さえ良ければそれで良いという団体ではなく、全ての中小・小規模事業者、大きくは国民の幸福を追求している」などと、民商運動の理念について話しました。

関原支部は例年、確定申告に向けて2回の集まりを持ちます。初回の集まりは「自主計算パソコンフレット」を用いて日本の税制や納税者の権利、自主記帳・自主計算等について学習し、2回目の集まりで申告書の作成を行っています。事務局はこの集まりに参加していません。会員同士で学び合い、支部で所得税申告の相談を行っています。

関原支部にも免税事業者からインボイス発行事業者(課税事業者)になった会員がいることから、2回目の集まりでは所得税申告に加え、支部で2割特例による消費税申告の相談に挑戦します。

新年会の席で、初回の集まりを1月27日に決定するとともに、支部で2割特例の相談に臨むことを確認しました。

続いて開いた懇親会では、仲間同士で楽しいひとときを過ごしました。



消費税をなくす長岡各界連署名・宣伝行動

1月23日(火)12時15分〜13時
アオーレ前にてぜひご参加ください

控除証明書等を準備しましょう

確定申告には社会保険料や生命保険料の控除証明書等が必要です。申告相談の際に忘れることがないよう、すぐに準備しましょう。

- 1 添付・提出の必要があるもの(個人によって異なります)
 - ① 生命保険料(一般の生命保険・介護医療保険・個人年金)
 - ② 地震保険料の控除証明書 など
 - ※住宅借入金等特別控除を受ける場合は、「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書」と「住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書」が必要。
- 2 添付・提出の必要はないが、所得や控除の計算の際に必要となるもの(個人によって異なります)
 - ① 社会保険料(国民年金) 控除証明書
 - ② 国民健康保険料の領収書
 - ③ 公的年金等の源泉徴収票
 - ④ 医療費の領収書またはハガキ等
 - ⑤ 給与、企業年金等の源泉徴収票 など

確定申告相談が始まります

インボイスが班・支部で行う申告相談会に影響を及ぼしています。長岡民商でも多くの会員が免税事業者からインボイス発行事業者(課税事業者)になることを余儀なくされたことから、相談には従来よりも多くの時間を要することが確実です。支部によってはまもなく申告相談や集まりをスタートします。

税務相談停止命令制度の施行によって、今後は自主計算・自主申告(納税額を自ら計算し、申告すること)がより大切になります。申告期限直前の急な相談には対応できないおそれもあることから、すぐに準備を始めてください。そして、消費税の申告などで困っている会外の事業者がいたら「民商に相談する」といいよ」などと声をかけてください。